

保護者の皆さまへ

申込締切日 2021年4月23日（金）

学校法人 文化学園
文化学園大学
文化学園大学短期大学部

学生総合補償制度のご案内

（傷害総合保険）

割安な

団体割引

5%適用

24時間補償

病気による入院・通院
の補償もラインナップ

おケガによる入院
1,000日補償

エボラ出血熱
O-157など
幅広く補償

★ 学生総合補償制度の充実の補償内容

- 学生のケガの補償
- 学生の病気の補償（疾病入院補償プランの場合）
- 扶養者の不慮の事故の場合の育英費用・学業費用の補償
- 日常生活における賠償責任の補償



保険の内容やお手続きにご不明な点がございましたら、
文化学園F館1階にございますLC大塚文化事務所まで
ご連絡ください。

学生総合補償制度の概要

●保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ポイント①

お子さま本人のケガの補償（国内外補償）

ケガによる入院を1,000日まで補償します。

■傷害補償

お子さま自身の事故（急激かつ偶然な外来の事故）によるケガを24時間補償

- | | |
|---------------------------|---|
| ①通院された場合 | （事故の発生の日から1,000日以内に90日限度） |
| ②入院された場合 | （1,000日限度） |
| ③公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合 | （入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、
外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍） |
| ④死亡された場合 | （後遺障害とあわせて死亡・後遺障害保険金額が限度） |
| ⑤後遺障害が生じた場合 | （程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×所定の割合） |



※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山やハンググライダー、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング等の危険な運動中の事故については対象となりませんので、別途に保険をご手配ください。

*SARS・O-157等の特定感染症の場合、通院（180日以内の90日限度）、入院（180日限度）、後遺障害（発病の日から180日以内）のみを補償します。

ポイント②

お子さま本人の病気（疾病）の補償（疾病補償プランのみ）

保険期間開始後に発病した疾病を補償します。

・初年度のご契約よりご契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由に該当した場合は、ご加入初年度の保険期間の開始時以前に発病した疾病も補償します。

■疾病入院補償（国内外補償）（1回の入院につき180日を限度）

疾病により入院をされた場合に保険金をお支払いします。

■疾病手術の補償（国内外補償）（入院中に受けた手術は疾病入院保険金日額の10倍、 外来で受けた手術は疾病入院保険金日額の5倍）

疾病の治療を直接の目的として、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合に保険金をお支払いします。



ポイント③

扶養者の方に万一のことがあった時の補償

■育英費用（国内外補償）

扶養者の方が、保険期間中の偶然な事故（ケガ）により死亡されたり所定の重度後遺障害が生じたりした場合、保険金をお支払いします。

■学業費用（国内外補償）（疾病による学業費用については疾病補償プランのみ）

扶養者の方が、偶然な事故（ケガ）により死亡されたり所定の重度後遺障害が生じたりした場合または疾病※により死亡された場合に、お子さまが負担する学業費用（毎年の授業料等）について保険金額を限度としてお支払いします。

※保険期間開始後に発病した疾病が対象になります。

・初年度のご契約よりご契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由に該当した場合は、ご加入初年度の保険期間の開始時以前に発病した疾病も補償します。

ポイント④

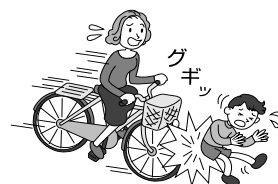
個人賠償責任補償

お子さまはもちろんご家族が、日本国内外を問わず、日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合等に保険金をお支払いします。

※個人賠償責任補償については日本国内において発生した事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）にかぎり、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

<自転車事故による高額賠償例>

賠償額	事故の概要
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の道路から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所 2008年6月）
5,000万円	女子高校生が夜間、自転車で携帯電話を操作しながら走行中、前方を歩行中の看護士（57歳）の女性と衝突。看護士には重大な障害（手足がしびれて歩行が困難）が残った。（横浜地方裁判所 2005年11月）



【出典】日本損害保険協会 知っていますか？自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～

学生総合補償制度の概要（続き）

疾病を補償するプランにご加入いただく方へ

<始期前発病による無責の取扱い>

ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

携行品損害補償

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する住宅外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。

学生生活用動産補償

日本国内において、被保険者の所有する生活用動産が偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

借家人賠償責任補償

借戸室を火災・破裂・爆発により壊した場合で、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者の負担する損害を補償します。

全プラン共通：傷害に関する特約

特定感染症危険補償

エボラ出血熱・鳥インフルエンザなど法令で指定される特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金・入院保険金（180日限度）・通院保険金（90日限度）をお支払いします。

天災危険補償特約

地震・噴火およびこれらによる津波による傷害を補償します。

熱中症危険補償特約

日射または熱射による身体の障害に対して補償します。

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

サルモネラ菌やノロウイルスといった細菌性・ウイルス性食中毒によって被った中毒症状を補償します。

無料

SOMPO 健康・生活サポートサービスの案内

SOMPO 健康・生活サポートサービス（24時間・365日）

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック
紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

PET検診
紹介・予約

がんの早期発見につながるという注目をされているPET検診に関する質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】

平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00

※日・祝日・年末年始（12/29～1/4）はお休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタルITサポート

（WEBストレスチェック）サービス

（24時間・365日）

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

SOMPO健康・生活サポートサービスは損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎりします。

（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注6）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

大学4年間

◆補償内容と保険料◆

(保険期間：2021年4月25日午前0時から2025年3月31日午後4時まで 職種級別A級、団体割引5%)

※1 自宅生、1人暮らしでアパート、マンション等賃貸契約時に保険加入済の学生専用のプランであり、借家人賠償責任、生活用動産の補償はありません。

プラン名			自宅生プラン／ 賃貸契約時保険加入済学生プラン(※1)		1人暮らし学生プラン	
			疾病補償あり	傷害補償のみ	疾病補償あり	傷害補償のみ
プランコード			DA1	DA2	DB1	DB2
一時払保険料			99, 180円	53, 270円	110, 160円	64, 250円
お子さま本人の補償	ケガの補償	死亡・後遺障害	67. 2万円	107. 5万円	59. 8万円	100. 2万円
		入院保険金日額 (1,000日限度)	3, 000円	3, 000円	3, 000円	3, 000円
		手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
		通院保険金日額 (90日限度)	1, 500円	1, 500円	1, 500円	1, 500円
	疾病の補償	入院保険金日額 (180日限度)	3, 000円	×	3, 000円	×
		手術保険金	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×
	細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約		○	○	○	○
	天災危険補償特約 (地震・噴火または これらによる津波によるケガ)		○	○	○	○
	熱中症危険補償特約		○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約		○	○	○	○
	携行品損害(限度額) (自己負担額： 1事故につき3,000円)		10万円	10万円	×	×
あつた場合の補償	万が一のことが 扶養者の方に あつた場合の補償	育英費用	200万円	200万円	200万円	200万円
		学業費用(学資費用)	100万円	100万円	100万円	100万円
		疾病による 学業費用補償	○	×	○	×
		天災による育英費用 ・学業費用補償	○	○	○	○
補償住宅の	賃貸	借家人賠償	×	×	500万円	500万円
		学生生活用動産	×	×	100万円	100万円
責任	個人賠償責任(限度額)		1億円	1億円	1億円	1億円

※保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2021年1月現在)

(保険期間：2021年4月25日午前0時から2025年3月31日午後4時まで 職種級別A級、団体割引5%)

プラン名			賃貸住宅の補償なしプラン		賃貸住宅の補償ありプラン	
			疾病補償あり	傷害補償のみ	疾病補償あり	傷害補償のみ
プランコード			RA1	RA2	RB1	RB2
一時払保険料			47, 130円	43, 000円	58, 110円	53, 980円
お子さま本人の補償	ケガの補償	死亡・後遺障害	67. 2万円	107. 5万円	59. 8万円	100. 2万円
		入院保険金日額 (1,000日限度)	3, 000円	3, 000円	3, 000円	3, 000円
		手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
		通院保険金日額 (90日限度)	1, 500円	1, 500円	1, 500円	1, 500円
	疾病の補償	入院保険金日額 (180日限度)	3, 000円	×	3, 000円	×
		手術保険金	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×
	細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約		○	○	○	○
	天災危険補償特約 (地震・噴火または これらによる津波によるケガ)		○	○	○	○
	熱中症危険補償特約		○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約		○	○	○	○
	携行品損害(限度額) (自己負担額： 1事故につき3,000円)		10万円	10万円	×	×
	万が一の場合の補償 扶養者の方に あつたことが	育英費用	×	×	×	×
		学業費用(学資費用)	×	×	×	×
		疾病による 学業費用補償	×	×	×	×
		天災による育英費用 ・学業費用補償	×	×	×	×
補償住宅の	借家人賠償		×	×	500万円	500万円
	学生生活用動産		×	×	100万円	100万円
責任賠償		個人賠償責任(限度額)	1億円	1億円	1億円	1億円

※保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。（2021年1月現在）

短期大学部2年間

◆補償内容と保険料◆

(保険期間：2021年4月25日午前0時から2023年3月31日午後4時まで 職種級別A級、団体割引5%)

※1 自宅生、1人暮らしでアパート、マンション等賃貸契約時に保険加入済の学生専用のプランであり、借家人賠償責任、生活用動産の補償はありません。

プラン名			自宅生プラン／ 賃貸契約時保険加入済学生プラン(※1)		1人暮らし学生プラン	
			疾病補償あり	傷害補償のみ	疾病補償あり	傷害補償のみ
プランコード			TA1	TA2	TB1	TB2
一時払保険料			40, 260円	26, 290円	45, 260円	31, 280円
お子さま本人の補償	ケガの補償	死亡・後遺障害	79. 2万円	97万円	72. 5万円	90万円
		入院保険金日額 (1,000日限度)	3, 000円	3, 000円	3, 000円	3, 000円
		手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
		通院保険金日額 (90日限度)	1, 500円	1, 500円	1, 500円	1, 500円
	疾病の補償	入院保険金日額 (180日限度)	3, 000円	×	3, 000円	×
		手術保険金	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×
	細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約		○	○	○	○
	天災危険補償特約 (地震・噴火または これらによる津波によるケガ)		○	○	○	○
	熱中症危険補償特約		○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約		○	○	○	○
	携行品損害(限度額) (自己負担額: 1事故につき3,000円)		10万円	10万円	×	×
あつた場合の補償	万が一のことが 扶養者の方に あつた場合の補償	育英費用	150万円	150万円	150万円	150万円
		学業費用(学資費用)	100万円	100万円	100万円	100万円
		疾病による 学業費用補償	○	×	○	×
		天災による育英費用 ・学業費用補償	○	○	○	○
補償住宅の	賃貸	借家人賠償	×	×	500万円	500万円
		学生生活用動産	×	×	80万円	80万円
責任賠償	個人賠償責任(限度額)	1億円	1億円	1億円	1億円	

※保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2021年1月現在)

(保険期間：2021年4月25日午前0時から2023年3月31日午後4時まで 職種級別A級、団体割引5%)

プラン名			賃貸住宅の補償なしプラン		賃貸住宅の補償ありプラン	
			疾病補償あり	傷害補償のみ	疾病補償あり	傷害補償のみ
プランコード			RC1	RC2	RD1	RD2
一時払保険料			25, 680円	22, 870円	30, 680円	27, 860円
お子さま本人の補償	ケガの補償	死亡・後遺障害	79.2万円	97万円	72.5万円	90万円
		入院保険金日額 (1,000日限度)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
		通院保険金日額 (90日限度)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	疾病の補償	入院保険金日額 (180日限度)	3,000円	×	3,000円	×
		手術保険金	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×	疾病入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)、 5倍(外来の手術)	×
	細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約		○	○	○	○
	天災危険補償特約 (地震・噴火または これらによる津波によるケガ)		○	○	○	○
	熱中症危険補償特約		○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約		○	○	○	○
	携行品損害(限度額) (自己負担額： 1事故につき3,000円)		10万円	10万円	×	×
万が一の場合の補償 扶養者の方に あつたことが	育英費用		×	×	×	×
	学業費用(学資費用)		×	×	×	×
	疾病による 学業費用補償		×	×	×	×
	天災による育英費用 ・学業費用補償		×	×	×	×
補償住宅の	借家人賠償		×	×	500万円	500万円
	学生生活用動産		×	×	80万円	80万円
責任賠償	個人賠償責任(限度額)		1億円	1億円	1億円	1億円

※保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2021年1月現在)

ご加入手続き

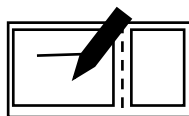
同封されている払込取扱票が加入依頼書になっています。下記記載をご覧いただき、必要事項をご記入ご捺印ください。

保険料を添えて、お近くの郵便局窓口にてお振込みください。

必ず、同封の払込取扱票にてお手続きをお願いします。

①

払込取扱票の記載



②



③



受領証は

加入証が到着するまで大切に保管ください。

申込締切日

2021年4月23日(金)

ご捺印ください。

カタカナでご記入ください。

ご加入タイプはパンフレット
保険料表の上段
英数字3桁のコードです。

払込取扱票	
口座記号番号	金額 千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名 学校法人 文化学園 文化事業局	金額 △ △ 0 0 0
傷害総合保険	料 金 備考
カタカナで記入 700-0000 00XX××町1-2-3	カタカナで記入 文化
カタカナで記入 ブナハコ	保険料 △ △ 0 0 0
① 男 女 ② 生年月日 ③ 期 ④ 平 11 年 0 月 0 日	TEL ()
① 本人 ② 配偶者 ③ 子供 ④ 親 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他同居親族	加入タイプ TA1 口数 1
加入者名 521 ブナカウエンダイカウ	日 附 印
加入者名 522	5806002 団体学生保険
加入者名 523	裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号第 号)

振替払込請求書兼受領証

振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号	金額 千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名 学校法人文化学園 文化事業局	金額 △ △ 0 0 0
おなまえ 〇〇市××町1-2-3	ご依頼人 文化太郎
日 附 印	料 金 備考

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

LC大塚文化事務所 担当: 菊地・飯塚・三森
〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-22-1(文化学園内)
TEL03-3299-2080 FAX 03-5333-6032
(受付時間: 平日の午前10時から午後4時まで)
メール otuka-bunka@lc9group.com

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
北東京支店 新宿支社
〒163-0519 東京都新宿区西新宿1-26-2新宿野村ビル20F
TEL 03-3349-5954 FAX03-5322-0656
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【おダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■ 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

※ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載されています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※ 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み： この商品は傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約等各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者： 学校法人文化学園
- 保険期間： 大学＝2021年4月25日午前0時から2025年3月31日午後4時まで 短期大学部＝2021年4月25日午前0時から2023年3月31日午後4時まで
- 申込締切日： 2021年4月23日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等： 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者： 文化学園大学、短期大学部の生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
- 被保険者： 文化学園大学、短期大学部の生徒（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎりず。
- 扶養者： 育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎりず。
ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
- お支払方法： 専用の払込取扱票でのお支払いとなります。
- お手続方法： 同封の払込取扱票にてお振込みいただきましたらお手続きは完了です。
（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入： 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月月末までの受付分は大学＝受付日の翌月1日から2025年3月31日午後4時まで 短期大学部＝受付日の翌月1日から2023年3月31日午後4時までとなります。プラン・保険料につきましては、LC大塚文化事務所までお問い合わせください。
- 中途脱退： この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のLC大塚文化事務所までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金： この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【お子さま本人のケガの補償】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの） ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプス、シーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

傷害（国内 外補償）	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 ※「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2019年1月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎりまゝ）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。
-----------------------	--

【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償	疾病 入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	
	疾病（病気）（国内 外補償） 疾病 手術保険金	以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10（倍） <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりまゝ。 （2）骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 （※2）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など （※）「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【日常生活の賠償責任の補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（国内外補償） （注1）	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

【お子さまの身の回り品の補償】※ 自宅生プラン／賃貸契約時保険加入済学生プランにご加入の場合のみ補償

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	携行品損害 (国内外補償) (注1)	偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度^(※3)とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (※3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

【扶養者の方に万一のことがあったときの補償】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	育英費用 (国内外補償) (注1) (注2)	扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
	学業費用 (国内外補償) (注1) (注2)	扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
	疾病による学業費用 (国内外補償) (注1) (注2)	扶養者^(※1)が保険期間中に扶養不能状態^(※2)となり、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●疾病学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

【一人暮らし学生プラン、賃貸住宅の補償あり留学生プランにセットする補償】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
下宿学生のみのみ	借家人賠償 (国内のみ補償) (注1)	日本国内において被保険者 ^(※) が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任など
	学生生活用動産 (国内のみ補償) (注1)	日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産 ^(※1) について損害が生じた場合、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額 ^(※3) を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとにご契約金額が限度 ^(※4) となります。 (※1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (自己負担額)火災・落雷・破裂・爆発の場合:なし 盗難の場合:10万円 その他の場合:1万円 (※4)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)建物外に持ち出している間も補償されます。 (注2)次のものは生活用動産に含まれません。 ①通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物 ③稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。)、帳簿その他これらに準ずる物 ④貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品 ⑤義歯、義肢その他これらに準ずる物 ⑥ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑦船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑧動物および植物 ⑨携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑩コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑪ドローンその他の無人航空機および模型型航空機ならびにこれらの付属品など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗、摩滅、劣化もしくは性質による腐蝕、さび、変色等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑧紛失または置き忘れ(※) ⑨修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注1)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が出ない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
(注2)複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
【1回の入院】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。))により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払うべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

用語	用語の定義
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にすぎ、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ・ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものといい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★学校の種類(疾病による学業費用補償特約をセットする場合)
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - ・告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払します。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

ご加入して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 加入依頼書の「学校の種類」欄へ正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 L C大塚文化事務所 担当: 菊地・飯塚・三森
〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-22-1(文化学園内) TEL 03-3299-2080 : FAX 03-5333-6032
(受付時間: 平日の午前10時から午後4時まで)
E-mail: otuka-bunka@lc9group.com
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 北東京支店 新宿支社
〒163-0519 東京都新宿区西新宿1-26-2新宿野村ビル20階 TEL 03-3349-5954 : FAX 03-5322-0656
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。



もう一度
ご確認ください。